重要事項説明書 (居宅介護支援)

あなた(又はあなたの家族)が利用しようと考えている指定居宅介護支援について、 契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を、説明いたします。わからない こと、わかりにくいことがあれば、遠慮なく質問をしてください。

この「重要事項説明書」は、「箕面市指定居宅介護支援事業者の指定並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例(平成30年条例第15号)」第8条の規定に基づき、指定居宅介護支援提供の契約締結に際して、ご注意いただきたいことを説明するものです。

1 指定居宅介護支援を提供する事業者について

THICH BY INCHICATION OF THE PARTY OF THE PAR				
事業者名称	社会福祉法人大阪府社会福祉事業団			
代表者氏名	理事長 行 松 英 明			
本 社 所 在 地 (連絡先及び電話番号等)	大阪府箕面市白島三丁目5番50号 (連絡先部署名) 企画・指導グループ (電話番号) 072-724-8166 (ファックス番号) 072-724-8165			
法人設立年月日	昭和46年3月25日			

2 利用者に対しての指定居宅介護支援を実施する事業所について

(1) 事業所の所在地等

事業所名称	白島荘居宅介護支援事業所「はくしま」
介護保険指定事 業 者 番 号	大阪府指定2771400062
事業所所在地	大阪府箕面市白島三丁目 5 番 5 0 号 特別養護老人ホーム白島荘
連 絡 先 相談担当者名	電話番号 072-724-5511 ファックス番号 072-720-2054 24時間連絡対応 担当者 三原 孝司
事業所の通常の 事業の実施地域	箕面市
開設年月日	平成12年4月1日

(2) 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	介護支援専門員が要介護者等からの相談に応じ、本人・家族等からの 意向等を基に、居宅・施設サービスを適切に利用できるようケアプラ ンの作成を行うとともに、サービスの提供が確保できるよう居宅サー ビス事業者・介護保険施設等との連絡調整、便宜の提供を行うことを 目的とする。
運営の方針	1利用者が居宅において自立した生活を営むことが出来るよう配慮する。 2利用者自らの選択によって、多様なサービスを総合的効率的に提供されるよう配慮する。 3利用者の意思、人格を尊重し、利用者の立場に立って公正中立に行う。 4事業にあたっては関係機関との連携に努める。 5その他関係法令、通知等の内容を遵守し事業を実施する。

(3) 事業所窓口の営業日及び営業時間

営	業 日 月曜日~土曜日(国民の祝日及び12月29日~1月3日は除		月曜日~土曜日(国民の祝日及び12月29日~1月3日は除く)
営	業時	間	9:15~18:00

(4) 事業所の職員体制

|--|--|

職種	職務内容及び勤務体制	人員数
介護支援専門員	介護サービス計画を作成するとともにサービス 提供が確保されるようサービス提供事業者等と の連絡調整その他の便宜の提供を行う。【主な勤務時間】 9:15~18:00	常勤3名以上

(5) 居宅介護支援の内容、利用料及びその他の費用について

居宅介護支援の内容	提供方法	介護保険	利用料	利用者負担額
	37C 773 1-1	適用有無	(月額)	(介護保険適用の場合)
① 居宅サービス計画 の作成	別紙に掲げる 「居宅介護支援	左の①~ ⑦の内容	下表のとおり	介護保険適用となる場合には、利用料
② 居宅サービス事業 者との連絡調整	業務の実施方法 等について」を	は、居宅介 護 支 援 の		を支払う必要があ りません。
③ サービス実施状況 把握、評価	参照下さい。	一連業務として、介		(全額介護保険により負担されま
④ 利用者状況の把握		護保険の対象となる。		す。)
⑤ 給付管理		るもので す。		
⑥ 要介護認定申請に 対する協力、援助				
⑦ 相談業務				

- ・利用者は指定居宅サービスを利用する際、指定居宅介護支援事業所に複数の事業者等を紹介するよう求めることができます。
- ・利用者は居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由について指 定居宅介護支援事業所に説明を求めることができます。
- ・利用者が病院又は診療所に入院する必要が生じた場合には、担当の介護支援専門員の氏名 及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えてください。また、日頃から介護支援専門員の連 絡先等を介護保険被保険者証や健康保険被保険者証、お薬手帳等と合わせて保管しておい てください。

要介護度区分			
	要介護1・2	要介護3~5	
取扱い件数区分			
介護支援専門員1人当りの利用	居宅介護支援費 I i	居宅介護支援費Ii	
者の数が 45 人未満の場合	(1,086 単位) 11,772 円	(1、411 単位) 15, 295 円	
" 45 人以上の場合において 45	居宅介護支援費Iii	居宅介護支援費 I ii	
人以上 60 人未満の部分	(544 単位) 5,896 円	(704 単位) 7,631 円	
# 45 人以上の場合において 60	居宅介護支援費 I iii	居宅介護支援費 I iii	
人以上の部分	(326 単位) 3,533円	(422 単位) 4,574円	

- ※当事業所が運営基準減算に該当する場合は、上記金額の 50/100 となり、運営基準減算が 2 月以上継続している場合には、所定金額は算定しません。また、特定事業所集中減算に 該当する場合は、上記金額より 2.168 円を減額することとなります。
- ※45人以上の場合については、契約日が古いものから順に割り当て、45件目以上になった場合に居宅介護支援費Ⅱ又はⅢを算定します。
- ※居宅サービス等の利用に向けて介護支援専門員が利用者の退院時等にケアマネジメント業務を行ったものの利用者の死亡によりサービス利用に至らなかった場合に、モニタリングやサービス担当者会議における検討等必要なケアマネジメント業務や給付管理のための準備が行われ、介護保険サービスが提供されたものと同等に取り扱うことが適当と認められるケースについて、居宅介護支援の基本報酬を算定します。

	加算		加算額	算 定 回 数 等
	初 回 加	算	3, 252 円	新規に居宅サービス計画を作成する場合要支援者が要介護認定を受けた場合に居宅サービス計画を作成する場合要介護状態区分が2区分以上変更された場合に居宅サービス計画を作成する場合
	通院時情報連携	加算	542 円	利用者が医師の診察を受ける際に同席し、医師等 に利用者の身心状況や生活環境等の必要な情報 提供を行い、医師等から利用者に関する必要な情 報提供を受けた上で、居宅サービス計画(ケアプ ラン)に記録した場合
	入院時情報連携加算(Ι)	2, 710 円	病院又は診療所に入院した日のうちに、当該病院又 は診療所の職員に対して当該利用者に係る必要な情 報を提供した場合※1
要	入院時情報連携加算(п)	2, 168 円	病院又は診療所に入院た日の翌日又は翌々日に、当 該病院又は診療所の職員に対して当該利用者に係る 必要な情報を提供した場合
要介護度による区分な		I-イ	4, 878 円	医療機関や介護保険施設の職員から利用者に関する必要な情報の提供をカンファレンス以外の 方法により1回受けている場合
よる区分		I — D	6, 504 円	医療機関や介護保険施設の職員から利用者に関する必要な情報の提供をカンファレンスにより 1回受けている場合
かなし	退院退所加算	Ⅱ-イ	6, 504 円	医療機関や介護保険施設の職員から利用者に関する必要な情報の提供をカンファレンス以外の 方法により2回受けている場合
		I-0	8, 130 円	医療機関や介護保険施設の職員から利用者に関する必要な情報の提供をカンファレンスにより 2 回受けている場合
		Ш	9, 753 円	医療機関や介護保険施設の職員から利用者に関する必要な情報の提供を3回以上受けており、うち1回以上はカンファレンスによる場合
	ターミナルケアマネジメント加算		4, 336 円	末期の悪性腫瘍であって、在宅で死亡した利用者 (在宅訪問後 24 時間以内に在宅以外で死亡した場 合を含む) ※ 2
	緊急時等居宅カンファレンス加算		2, 168 円	病院又は診療所の求めにより、当該病院又は診療所の医師又は看護師等と共に利用者の居宅を訪問し、カンファレンスを行い、必要に応じて、当該利用者に必要な居宅サービス等の利用に関する調整を行った場合

特定事業所加算(Ⅱ)

4.563円

「利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的に開催すること。」等厚生労働大臣が定める基準に適合する場合(一月につき)

- -----※1-1 入院日以前の情報提供を含む。
- ※1-2 営業時間終了後又は営業日以外の日に入院した場合は、入院日の翌日を含む。
- ※2 内容については、「(別紙) 居宅介護支援業務の実施方法等について」に詳細記載あり

【特定事業所加算(Ⅱ)の算定について】

当事業所は、厚生労働大臣が定める以下の基準を満たし、利用者に対して質の高い居宅介護支援サービスを提供する体制を整備しておりますので、4,563円の料金が加算されます。

- (1) 専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の主任介護支援専門員を1名以上配置
- (2) 専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の介護支援専門員を3名以上配置
- (3) 利用者に関する情報またはサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目標とした会議を定期的に開催している
- (4)24 時間連絡体制を確保し、かつ必要に応じて利用者等の相談に対応する体制を確保
- (5) 当該指定居宅介護支援事業所における介護支援専門員に対し計画的に研修を実施
- (6) 地域包括支援センターから支援が困難な事例を紹介された場合においても、当該支援が困難な事例に係る者に指定居宅介護支援を提供している
- (7)家族に対する介護等を日常的に行っている児童や、障害者、生活困窮者、難病患者等、 高齢者以外の対象者への支援に関する知識等に関する事例検討会、研修等に参加してい る
- (8) 居宅介護支援費において特定事業所集中減算の適用を受けていない
- (9)介護支援専門員1人が担当する利用者が45名未満
- (10)介護支援専門員実務研修における科目「ケアマネジメントの基礎技術に関する実習」 等に協力、協力体制を確保している。
- (11)他の法人が運営する居宅介護支援事業者と共同で事例検討会、研修等を実施している
- (12) 必要に応じて、多様な主体等が提供する生活支援サービス (インフォーマルサービス を含む) が包括的に提供されるような居宅サービス計画を作成していること

3 その他の費用について

① 交通費

利用者の居宅が、通常の事業の実施地域以外の場合、運営規程の定めに基づき、交通費の実費を請求いたします。

4 利用者の居宅への訪問頻度の目安

介護支援専門員が利用者のモニタリング(状況把握)のため、利用者の居宅に訪問する頻 度の目安

利用者の要介護認定有効期間中、少なくとも1月に1回

- ※ ここに記載する訪問頻度の目安回数以外にも、利用者からの依頼や居宅介護支援業務の遂 行に不可欠と認められる場合で利用者の承諾を得た場合には、介護支援専門員は利用者の 居宅を訪問することがあります。
- ※ 以下の要件を設けたうえで、テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用したモニタリング(状況把握)を可能とする。

ア:ご利用者、ご家族の同意を得る事

イ:サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治医、担当者その他の 関係者の合意を得ている事

i:利用者自体が安定している事

ii:利用者がテレビ電話装置等を介して意思疎通ができること(家族のサポートがある場合を含む)

iii:テレビ電話装置等を活用したモニタリング(状況把握)では収集できない情報

について、他のサービス事業者との連携により情報を収集すること。 ウ:少なくとも2月に1回は利用者の居宅を訪問すること。

5 利用料、その他の費用の請求及び支払い方法について

① 利用料、その他の費用の 請求方法等	し、利用月ご 上記に係る請 日までに利用	での他の費用の額はサービス提供ごとに計算 との合計金額により請求いたします。 求書は、利用明細を添えて利用月の翌月20 者あてお届け(郵送)します。
② 利用料、その他の費用の 支払い方法等	者控えと内容 のいずれかの (ア)利用者指 (イ)現金支払	はの都度お渡しするサービス提供記録の利用 を照合のうえ、請求月の22日までに、下記 方法によりお支払い下さい。 設定口座からの自動振替 い 設定口座への振り込み
	ず、領収書を	記をしましたら、支払い方法の如何によらお渡ししますので、必ず保管されますようお(医療費控除の還付請求の際に必要となるこ。)

※ 利用料及びその他の費用の支払いについて、正当な理由がないにもかかわらず、支払い期日から2月以上遅延し、さらに支払いの督促から14日以内に支払いが無い場合には、サービス提供の契約を解除した上で、未払い分をお支払いいただくことがあります。

6 居宅介護支援の提供にあたって

- (1) 居宅介護支援提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容(被保険者資格、 要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間)を確認させていただきます。被保険者の 住所などに変更があった場合は速やかに当事業者にお知らせください。
- (2) 利用者が要介護認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。また、要介護認定の更新の申請が、遅くとも利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する 30 日前にはなされるよう、必要な援助を行うものとします。
- (3) 介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うものとします。
- (4) 利用者及びその家族は、当時業者に対して、居宅サービス計画に位置付ける居宅サービス事業所について、複数の事業所の紹介を求めたり、当該事業所を居宅サービス計画に 位置付けた理由を求めることができます。

7 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な 措置を講じます。

(1) 虐待防止に関する責任者、担当者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	莊 長 村山 洋
虐待防止に関する担当者	管理者 三原 孝司

- (2) 成年後見制度の利用を支援します。
- (3) 苦情解決体制を整備しています。
- (4) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
- (5) 従業者が支援にあたっての悩みや苦労を相談できる体制を整えるほか、従業者が利用者等 の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。

8 業務継続計画について

事業者は、感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に 提供できる体制を構築するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 業務継続計画を策定します。
- (2) 従業者に対する業務継続計画の周知、定期的な研修及び訓練を実施します。
- (3) 定期的な業務継続計画の見直し及び変更を行います。

9 感染症の予防及びまん延の防止について

事業者は、利用者等の感染症の予防及びまん延の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 感染症対策を検討する委員会を開催します。
- (2) 感染症対策の指針を整備します。
- (3) 従業者に対して定期的に研修及び訓練を実施します。

10 ハラスメント対策について

事業者は、利用者等によるセクシャルハラスメントやパワーハラスメント等のハラスメントの防止と対策のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) ハラスメント防止と対策のために必要な措置を実施しています。
- (2) 従業者に対してハラスメント防止と対策のための研修を実施しています。

11 身体的拘束等の原則禁止

事業所は、利用者に対する身体拘束その他行為を制限する行為を行わない。ただし、当該利用者の生命または身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、身体拘束等の内容、目的、理由、拘束の時間、時間帯、期間等を記載した説明書、経過観察記録、検討記録等記録の整備や適正な手続きにより身体拘束を行う。

12 秘密の保持と個人情報の保護について

12 松色の体行と個人情報の体設に	
① 利用者及びその家族に関する秘密の保持について	 事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働個人情報の通知を取り扱いのためのガイダンス」す。 ② 事業者の使用する者(以下「従業得の通知な取り扱いに努めるものとします。) ② 事業者の使用する者(以下「従業得」と利用者及び事業者の世界を正当な理由なる。) ③ また、の秘密を正当な理由ないのである。 ③ また、約を保持する。 ④ 事業者は、業務上知り得たとします。 ④ 事業者に、業務上知り得たが、提出をの家族の秘密を保持させるため、におおいても継続のなど業者でなくなった後においる期間及び従業者でなくなった後においる期間及び従業者でなくき旨を、従業者の秘密を保持する。
② 個人情報の保護について	① 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。② 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情

- 報が含まれる記録物(紙によるものの他、電磁的記録を含む。)については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。
- ③ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。(開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。)

13 事故発生時の対応方法について

当事業所が利用者に対して行う指定居宅介護支援の提供により、事故が発生した場合には、速やかに利用者の家族・市町村等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、当事業所が利用者に対して行った指定居宅介護支援の提供により、賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

市町村 : 箕面市 高齢福祉室 電話 072-727-9505

居宅介護支援事業者: 白島荘居宅介護支援事業所「はくしま」

箕面市白島三丁目5番50号 電話072-724-5511

担当介護支援専門員 氏名

なお、事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名 損害保険ジャパン株式会社 保険名 福祉事業者賠償責任保険

14 身分証携行義務

介護支援専門員は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者または利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

- 15 指定居宅介護支援内容の見積もりについて
 - (1) 担当介護支援専門員

<u>氏 名 (連絡先:白島荘居宅介護支援事業所「はくしま」</u>

(2) 提供予定の指定居宅介護支援の内容と料金

介護保険 適用の有無	利用料(月額)	利用者負担(月額)	交通費の有無	
有	H	0円	無	

(3) 1ヵ月当りの利用者負担額(利用料とその他の費用の合計)の目安

利用者負担額の目安額	0円
------------	----

※ この見積もりの有効期限は、説明の日から1ヵ月以内とします。

- 16 サービス提供に関する相談、苦情について
 - (1) 苦情処理の体制及び手順
 - ア 提供した指定居宅介護支援に係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。(下表に記す【事業者の窓口】のとおり)
 - ィ 相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は以下のとおりとしま す。
 - ① 利用者等への周知徹底
 - ・施設内への掲示、パンフレットの配布等により苦情解決責任者及び苦情受付担当者の 氏名、連絡先や苦情解決の仕組みについて周知する。
 - ② 苦情の受付

利用者からの苦情は随時受け付けると共に、苦情受付簿を作成する

- ゥ 苦情受付簿を作成後は速やかに苦情受付担当者へ申し送る
- ェ 苦情受付担当者は苦情を受け付け、事情を聴取すると共に苦情相談票を作成する。
- ③ 苦情受付の報告
- オ 苦情受付担当者は受け付けた苦情を苦情解決責任者に報告する。
- ④ 苦情解決に向けての話し合い
- カ 苦情解決責任者は、苦情申し出人との話し合いによる解決に努める
- ⑤ 苦情解決の記録、報告
- キ 苦情受付担当者は苦情受付から解決、改善までの経過と結果について苦情相談処理報告書に記録。
- ク 苦情解決責任者は苦情解決結果について、苦情申し出人に対して報告する。
- ケ また解決・改善までに時間がかかる場合には経過等について報告する
- ⑥ 苦情解決の公表
- コ サービスの質や信頼性の向上をはかるために、必要に応じて市役所、広域連合への報告を行う。

(2) 行政機関その他苦情受付機関

【事業者の窓口】	所 在 地 大阪府箕面市白島3-5-50
白島荘居宅介護支援事業所	電話番号 072-724-5511
「はくしま」	ファックス番号 072-720-2054
	受付時間 午前9時15分から午後6時00分
	苦情解決責任者 荘 長 村山 洋
	苦情受付担当者 在宅科長 河島 正博
【市町村の窓口】	
箕面市	所 在 地 箕面市萱野5-8-1
	電話番号 072-727-9505
	ファックス番号 072-727-3539
	受付時間 午前9時00分から午後5時00分
【公的団体の窓口】	所 在 地 大阪市中央区常磐町1丁目3番8号
	中央大通FNビル内
	電話番号 06-6949-5418
大阪府国民健康保険団体連合会	ファックス番号 06-6949-5417
	受付時間 月曜日から金曜日の
	午前9時00分から午後5時00分
【公共団体の窓口】	所 在 地 大阪市中央区谷町7丁目4番15号
	大阪府社会福祉会館 2 階
大阪府社会福祉協議会	電話番号 06-6191-3130
運営適正化委員会	ファックス番号 06-6191-5660
	受付時間 月曜日から金曜日(祝日は除く)
	午前10時00分から午後4時00分

【第三者委員】	氏 名	南 惠 子
	所 属	白島地区民生委員児童委員
	電話番号	072-721-4891
	 氏 名	西尾 英子
	所属	有識者
	電話番号	072-723-6507

17 サービス利用をやめる場合(契約の終了について)

契約の有効期間は、契約締結の日から契約者の要介護認定の有効期間満了日までですが、契 約期間満了の2日前までに契約者から契約終了の申し入れがない場合には、契約は更に同じ 条件で更新され、以後も同様となります。

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。

- ①ご契約者が死亡した場合
- ②要介護認定によりご契約者の心身の状況が自立と判定された場合
- ③事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- ④施設の滅失や重大な毀損により、ご契約者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ⑤当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑥ご契約者から解約又は契約解除の申し出があった場合(詳細は以下をご参照下 さい。)
- ⑦事業者から契約解除を申し出た場合(詳細は以下をご参照下さい。)

(1) ご契約者からの解約・契約解除の申し出

契約の有効期間であっても、ご契約者から利用契約を解約することができます。その場合には、契約終了を希望する日の7日前までに解約をする旨を申し出て下さい。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除することができます。

- ①介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ②ご契約者が入院された場合
- ③ご契約者の「居宅サービス計画 (ケアプラン)」が変更された場合
- ④事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定めるサービスを 実施しない場合
- ⑤事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑥事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑦他の利用者がご契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

(2) 事業者からの契約解除の申し出

以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させていただくことがあります。

- ①ご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、 故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがた い重大な事情を生じさせた場合
- ②ご契約者による、サービス利用料金の支払いが2か月以上遅延し、相当期間 を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合

- ④ ご契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは 他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を 行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ⑤ ご契約者又はその家族等から、事業者もしくはサービス従業者に対し、社会通念上 許容される限度を超えるハラスメント等(暴言、暴行、嫌がらせ、誹謗中傷、パワ ーハラスメント、セクシャルハラスメント、写真や動画撮影等著しく常軌を逸脱す る行為、その他厚生労働省で発表された参考資料に記載の行為)によって、相互の 信頼関係が損壊し改善の見込みがなく、本契約の目的を達することが不可能になっ た場合

(3) 契約の終了に伴う援助

契約が終了する場合には、事業者はご契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、 必要な援助を行うよう努めます

18 重要事項説明の年月日

この重要事項説明書の説明年月日	年	月	日	
-----------------	---	---	---	--

上記内容について、「<u>箕面市指定居宅介護支援事業者の指定並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例(平成30年条例第15号)」第8</u>条の規定に基づき、利用者に説明を行いました。

	所 在 地	大阪府箕面市白島三丁目5番50号
	法 人 名	社会福祉法人大阪府社会福祉事業団
事業	代表者名	理事長 行 松 英 明
者		
	管理者 氏名	管理者 三 原 孝 司
	説明者氏名	

上記内容の説明を事業者から確かに受けました。

— IBT 11 0 BB 71 C 平水 1 7			
利用者	住	所	
かりが日	氏	名	
代理人	住	所	
10年入	氏	名	

(別 紙) 居宅介護支援業務の実施方法等について

1 居宅介護支援業務の実施

- ① 事業所の管理者は、介護支援専門員に居宅サービス計画の作成関する業務を担当させるものとします。
- ② 指定居宅介護支援の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行います。
- ③ 居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由について説明を求めることができます
- ④ 利用者が病院又は診療所に入院する必要が生じた場合には、担当の介護支援専門員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えて頂き、日頃から介護支援専門員の連絡先等を介護保険被保険者証や健康保険被保険者証、お薬手帳等と合わせて保管し、利用者が病院又は診療所に入院する必要が生じた場合には、担当の介護支援専門員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えて頂く。日頃から介護支援専門員の連絡先等を介護保険被保険者証や健康保険被保険者証、お薬手帳等と合わせて保管しておいてください。

2 居宅サービス計画の作成について

- ① 介護支援専門員は、居宅サービス計画の原案作成に際しては、次の点に配慮します。
 - ア 利用者の居宅への訪問、利用者及びその家族に面接により利用者の置かれている環境、立場の十分な理解と課題の 把握に努めます。
 - イ 利用する居宅サービスの選択にあたっては、当該地域における指定居宅サービス事業者等に関する情報を利用者ま たはその家族に提供します。
 - ウ 介護支援専門員は、利用者に対して居宅サービスの内容が特定の種類、事業者に不当に偏るような誘導または指示 を行いません。
 - エ 介護支援専門員は、居宅サービス計画の原案が、利用者の実情に見合ったサービスの提供となるよう、サービス等の担当者から、専門的な見地からの情報を求めます。
 - オ 介護支援専門員は、居宅サービス計画に位置付けたサービス事業者等に対して、位置付けられている計画の提出を 求めます。
- ② 介護支援専門員は、利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望する場合には、利用者の同意を得て主治の医師等の意見を求めます。
- ③ 介護支援専門員は、居宅サービス計画の原案について、介護保険給付の有無、利用料等の利用者のサービス選択に資する内容を利用者またはその家族に対して説明します。
 - ア 介護支援専門員は、利用者の居宅サービス計画の原案への同意を確認した後、原案に基づく居宅サービス計画を作成し、改めて利用者の同意を確認します。
 - イ 利用者は、介護支援専門員が作成した居宅サービス計画の原案に同意しない場合には、事業者に対して居宅サービス計画の原案の再作成を依頼することができます。

3 サービス実施状況の把握、評価について

- ① 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成後において、居宅サービス計画の実施状況の把握(以下「モニタリング」という。)を行い、必要に応じて居宅サービス計画の変更、指定居宅サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行います。
- ② 上記の把握に当たっては、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、少なくとも一月に一回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接するとともに一月に一回、モニタリングの結果を記録します。 *以下の要件を設けたうえで、テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用したモニタリング(状況把握)を可能とする。ア:ご利用者、ご家族の同意を得る事
 - イ:サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治医、担当者その他の関係者の合意を得ている事
 - i:利用者自体が安定している事
 - ii: 利用者がテレビ電話装置等を介して意思疎通ができること(家族のサポートがある場合を含む)
- iii: テレビ電話装置等を活用したモニタリング(状況把握)では収集できない情報について、他のサービス事業者との連携により情報を収集すること。
 - ウ:少なくとも2月に1回(介護予防支援は6か月に1回)は利用者の居宅を訪問すること。
- ③ 介護支援専門員は、居宅サービス計画が効果的なものとして提供されるよう、利用者の状態を定期的に評価します。
- ④ 介護支援専門員は、その居宅において日常生活を営むことが困難になったと判断した場合、または利用者が介護保険施設への入院または入所を希望する場合には、事業者は利用者に介護保険施設に関する情報を提供します。
- (5) 介護支援専門員は、介護保険施設等から退院又は退所しようとする要介護者から依頼があった場合には、居宅における 生活へ円滑に移行できるよう、あらかじめ、居宅サービス計画の作成等の援助を行う。
- 4 居宅サービス計画の変更について

事業者が居宅サービス計画の変更の必要性を認めた場合、または事業者が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、事業者と利用者双方の合意をもって居宅サービス計画の変更を、この居宅介護支援業務の実施方法等の手順に従って実施するものとします。

- 5 給付管理について
 - 事業者は、居宅サービス計画作成後、その内容に基づき毎月給付管理票を作成し、国民健康保険団体連合会に提出します。
- 6 要介護認定等の協力について
 - ① 事業者は、利用者の要介護認定または要支援認定の更新申請および状態の変化に伴う区分変更の申請が円滑に行われるよう必要な協力を行います。
 - ② 事業者は、利用者が希望する場合は、要介護または要支援認定の申請を利用者に代わって行います。
- 7 居宅サービス計画等の情報提供について

利用者が他の居宅介護支援事業者の利用を希望する場合には、利用者の居宅サービス計画作成が円滑に引き継げるよう、利用者の申し出により、居宅サービス計画等の情報の提供に誠意をもって応じます。事業者は事業に関する記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。

8 地域ケア会議等への協力

事業者は、地域ケア会議等から資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力の求めがあった場合には、これに協力する。

- ※ 1 算定要件:・24時間連絡が取れる体制を確保し、必要に応じて指定居宅介護支援を行うことができる体制整備する。
 - ・利用者、家族の同意を得た上で、死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上在宅訪問をし、主治医の助言を得つつ、利用者の状態や必要性の把握支援を実施する。
 - ・訪問により把握した利用者の心身の状況等の情報を記録し、主治医等及びケアプランに位置付けたサービス事業者へ提供する。